

学校いじめ防止基本方針

令和 2 年 4 月
小名浜高等学校

福島県立小名浜高等学校（以下「本校」という。）は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）、いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文部科学大臣決定。以下「国の基本方針」という。）にのっとり、いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであると認識し、本校生徒の尊厳を保持するため、学校におけるいじめの防止等のための対策に関し、「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）を定め、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

1 いじめ防止対策の基本理念

- （1）いじめが全ての児童生徒に関係する問題であることに鑑み、児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校内外を問わず、その未然防止を図るとともに、いじめ又はその兆候を早期に発見し、迅速かつ適切に対処する。
- （2）いじめは、生徒の尊厳を害するとともに、犯罪その他重大な人権侵害となり得る行為を含むものであり、決して行ってはならないものであることをすべての生徒に認識させるとともに、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、生徒の豊かな情操と道徳心を培い、規範意識を養う。
- （3）いじめ防止対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識し、県・市町村・学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題の克服に取り組む。

2 基本方針

（1）いじめの定義

（第2条）「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（2）いじめの判断

- ① いじめられた児童生徒の立場に立つこと。
- ② いじめられている本人が否定する場合もあるが、法の「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定して解釈することのないように努めること。
- ③ 特定の教職員で判断することなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用すること。
- ④ インターネット上で悪口を書かれるなど、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、法の趣旨を踏まえた適切な対応に努めること。

(3) いじめの理解

- ① どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。
- ② 嫌がらせや意地悪等の暴力を伴わないいじめは、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験するものである。
- ③ 暴力を伴わないいじめであっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。
- ④ 学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）から起こりうることもあり、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。
- ⑤ 「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、警察に相談することが必要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては教育上の配慮や被害者の意向を考慮しつつも、速やかに警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとることが必要である。

<具体的ないじめの形態(例)>

- ① 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
 - ・ 身体や動作について不快な言葉を用いて悪口を言われる。
 - ・ 本人の嫌がるあだ名で呼ばれる。
 - ・ 存在を否定される。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
 - ・ 対象の子が来ると、その場からみんないなくなる。
 - ・ 遊びやチームに入れてもらえない。
 - ・ 席を離される。
- ③ ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
 - ・ わざとぶつかられたり、通るときに足をかけられたりする。
 - ・ たたく、殴る、蹴る、つねる等が繰り返される。
 - ・ 遊びと称して対象の子が技をかけられる。
- ④ 金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
 - ・ 恐喝、たかり、物を売りつけられる、「借りる」と称して返さない。
 - ・ 持ち物を盗まれたり、隠されたり、落書きをされたり、捨てられたりする。
 - ・ 靴に画鋲やガムを入れられる。
- ⑤ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
 - ・ 使い走りやさせられたり、万引きや恐喝を強要されたり、登下校時に荷物を持たされたりする。
 - ・ 笑われるようなこと、恥ずかしいことを無理やりさせられる。
 - ・ 衣服を脱がせられたり、髪の毛を切られたりする。
- ⑥ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
 - ・ パソコンや携帯電話の掲示板やブログに誹謗や中傷の情報を載せられる。
 - ・ いたずらや脅迫のメールが送られる。

- ・ SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)のグループから故意に外される。

(4) いじめの防止等の対策のための組織

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、次の組織を設ける。

①対策組織

いじめ防止対策委員会

②構成員

校長、教頭、生徒指導主事、保健主事、養護教諭、教育相談部主任、スクールカウンセラー、教務主任、各学年主任

③組織の役割

- ・ 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・評価・改善
- ・ いじめの相談・通報の窓口
- ・ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- ・ いじめの疑いに係る情報があった時の組織的な対応のための連絡・調整
(緊急会議の開催、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携など)

(5) いじめの未然防止のための取り組み

- ① 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ② 生徒一人一人が活躍できる集団づくりを進めるために、居場所づくりや絆づくりをキーワードとして、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるようにしながら、集団の一員としての自覚や自信の育成を図る。
- ③ 教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施、その他いじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行う。
- ④ 保護者及び地域に対し、学校基本方針及び取組についての理解を図る。

(6) いじめの早期発見のための取り組み

- ① 教育相談体制を整えるとともに、その窓口を生徒、保護者に広く周知する。
なお、教育相談等で得た生徒の個人情報については、その対外的な取扱いについて適切に取り扱う。
- ② 面接週間や定期的なアンケート実施により、生徒理解といじめの早期発見に努める。
- ③ 生徒に関する情報については教員同士の共有化を図るとともに、必要に応じて保護者と連携しながらその対応に当たる。

(7) いじめに対する措置

- ① いじめの通報を受けたとき、あるいはいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該生徒に係るいじめの事実の有無の確認を行うとともに、その結果を生徒指導部長、教頭を経由して校長に報告する。
- ② 事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、

その再発を防止するため、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた生徒又はその保護者に対する支援及びいじめを行った生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行う。

- ③ いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせ、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。
- ④ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、いわき東警察署と連携してこれに対処するものとし、いじめを受けた生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちにいわき東警察署に通報し、適切に、援助を求める。
- ⑤ ネット上の不適切な書き込み等があった場合、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。

また、必要に応じて、法務局人権擁護部の協力を求めたり、いわき東警察署等に通報するなど、外部機関と連携して対応する。

⑥ 重大事態発生時の対応

ア いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- ・ 生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

イ いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

ウ 児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき。

<重大事態の報告>

ア 重大事態が発生した場合は、県教育委員会を通じて知事へ報告する。

<重大事態の調査>

ア 重大事態が発生した場合は、いじめ防止対策委員会に適切な専門家を加えた調査組織を設け、調査する。

イ 重大事態が発生したことを真摯に受け止め、全校生徒及び保護者に対しアンケート等を行い、事実関係を調査する。その際、被害生徒の学校復帰が阻害されることがないように配慮する。

ウ いじめを受けた生徒及び保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、真摯に情報を提供する。その際、個人情報の保護に関する法律等を踏まえて行う。

(8) 年間計画

月	生徒指導計画	面談・実態調査 (アンケート等) の 実施計画	校内研修 計画	いじめ防止対 策委員会	評価計画
4 月	面接週間 生徒情報交換				計画・目標の 作成と提示
5 月		生活調査 (個人面談)			
6 月	交通安全講話		校内研修 1 防止と早期 発見・事例 研究	第 1 回会議 情報交換会	
7 月	防犯教室	三者面談 (学級)			
8 月		三者面談 (学級)			
9 月		生活調査 (個人面談)			
10 月	情報モラル講 習会		校内研修 2 いじめの対 応 (S C)	第 2 回会議	中間評価
11 月	薬物乱用防止 講話				
12 月					
1 月		生活調査 (個人面談)	教育相談研 修	第 3 回会議	
2 月					年間評価 報告
3 月					

(9) 評価と改善

- ① 学校評価の時期に合わせ、いじめ防止の取組についての評価を行う。評価方法は、職員、生徒、保護者、学校関係者によるアンケートとする。
- ② 評価の結果を踏まえ、年度末に次年度の改善案を検討するものとする。

重大事態への対応フロー図

